

2 研究の実際

(1) 道徳科の考え方

ア 道徳科設置の経緯

文部科学省は、道徳教育の抜本的改善・充実を図るため、平成 27 年 3 月 27 日に学校教育法施行規則や学習指導要領一部改正を行いました。改正の経緯についてまとめました。

いじめ問題等への対応について第一次提言《教育再生実行会議》

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、一人でも多くの子供を救うことが、教育再生に向けて避けて通れない緊急課題となっている。しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって指導に格差があり、目的が十分に果たされていない状況である。



提言：「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」

(平成 25 年 2 月 26 日)

いじめの問題等への対応について（第一次提言）教育再生実行会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaizei/pdf/dai1_1.pdf

今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）《道徳教育の充実に関する懇談会》

道徳教育の充実は、いじめ問題の解決だけでなく、我が国の教育全体にとっての重要な課題である。新たな枠組みによる教科化の在り方、「心のノート」の全面改訂、教員の指導力向上方策等について検討する必要がある。



提言：「特別の教科 道徳」（仮称）の新たな枠組みによる位置付け、道徳教育の目標、内容、方法、評価の改善、教科書の導入、教員の指導力向上方策、学校、家庭、地域の連携強化。」

(平成 25 年 12 月 26 日)

今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf

これらの提言や報告を踏まえ、平成 26 年 2 月 17 日に、文部科学大臣が中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」の諮問を行いました。この諮問を受け、中央教育審議会では、道徳教育専門部会を中心として、約 8 ヶ月にわたって審議を行い、平成 26 年 10 月 21 日に答申を取りまとめました。

道徳に係る教育課程の改善等について（答申）《中央教育審議会》

【道徳教育に係る教育課程の改善方策】

(1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける

○学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」（仮称）という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

○道徳教育の目標については、現行の規定を整理し、簡潔な表現に改める。道徳教育も、「特別の教科 道徳」（仮称）も、目標は、最終的には「道徳性」の育成である。

○特別の教科 道徳」（仮称）の目標については、様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行動を行うための意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

(3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

○四つの視点の意義を明確にするとともに、その順序等を適切なものに見直すこと。

○内容項目について、いじめの問題への対応をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし必要な改善を行うとともに、キーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」）なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。

○情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

(4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

○対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行動に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れることが重要であること。

○家庭や地域との連携の強化を図ること。

(5) 「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入する

○中心となる教材として、検定教科書を導入することが適当であること。

(6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

○児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があること。ただし、「特別の教科 道徳」（仮称）について、数値などによる評価を行うことは不適切であること。

（平成26年10月21日）

・道徳に係る教育課程の改善等について（答申）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf

文部科学省は、本答申を踏まえ、平成27年3月27日に、学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正を行いました。その後、平成27年7月に小学校学習指導要領解説・中学校学習指導要領解説が出されました。一部改正学習指導要領は、平成27年4月から移行措置として、その一部、又は全部を実施することが可能となっており、小学校では、平成30年度から、中学校では平成31年度から全面实施することとしています。

2 研究の実際

(1) 道徳科の考え方

イ 改正の概要

改正の概要についてまとめました。

(7) 教育課程上の位置付け

道徳の時間は、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないなどの各教科にはない側面がある。このことを踏まえ、新たに「特別の教科」という枠組みを設け、道徳の時間を「**特別の教科 道徳**」(道徳科)として位置付ける。

【道徳教育も道徳科も「道徳性」の育成が目標であることを踏まえ、簡潔な表現に改められました。】

(イ) 道徳教育の目標

【現行学習指導要領における道徳教育の目標】

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ると共に、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」



【一部改正学習指導要領における道徳教育の目標】

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自律した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」

(ウ) 道徳の時間の目標

【学習活動、育成すべき資質・能力が、より具体的になりました。】

【現行学習指導要領における道徳の時間の目標】

「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方(それに基づいた人間としての生き方)についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。」



【一部改正学習指導要領における道徳科の目標】

「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方(人間としての生き方)についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

【小学校中学校ともに4つの視点の意義が明らかになり、順序等が見直されました。また、キーワードを活用して、取り扱う内容項目が具体的に示され、分かりやすくなっています。

(I) 内容

【小学校】

- A 主として自分自身に関すること
〔善悪の判断、自律、自由と責任〕〔正直、誠実〕〔節度、節制〕〔個性の伸長〕
〔希望と勇気、努力と強い意志〕〔真理と追究〕
- B 主として人との関わりに関すること
〔親切、思いやり〕〔感謝〕〔礼儀〕〔友情、信頼〕〔相互理解、寛容〕
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
〔規則の尊重〕〔公平、公正、社会主義〕〔勤労、公共の精神〕〔家族愛、家庭生活の充実〕〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕〔国際理解、国際親善〕
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
〔生命の尊さ〕〔自然愛護〕〔感動、畏敬の念〕〔よりよく生きる喜び〕

【中学校】

- A 主として自分自身に関すること
〔自主、自律、自由と責任〕〔節度、節制〕
〔向上心、個性の伸長〕
〔希望と勇気、克己と強い意志〕〔真理と追究、創造〕
- B 主として人との関わりに関すること
〔思いやり、感謝〕〔礼儀〕〔友情、信頼〕〔相互理解、寛容〕
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
〔遵法精神、公德心〕〔公平、公正、社会主義〕〔社会参画、公共の精神〕〔勤労〕〔家族愛、家庭生活の充実〕〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕〔郷土の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕〔我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕〔国際理解、国際親善〕
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
〔生命の尊さ〕〔自然愛護〕〔感動、畏敬の念〕〔よりよく生きる喜び〕

(II) 指導の配慮事項

- ・児童生徒が自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。
- ・自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
- ・問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、指導方法を工夫すること。
- ・情報モラルなどの現代的な課題に対する指導を充実したり、家庭や地域社会と連携を図ったりすること。

(カ) 検定教科書

道徳性の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。

(キ) 評価

- ・ 数値による評価ではなく、記述式であること。
- ・ 生徒がいかにして成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価であること。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。

《参考文献》

- ・ 文部科学省 『小学校学習指導要領』 平成20年 3月
- ・ 文部科学省 『中学校学習指導要領』 平成20年 3月

《参考URL》

- ・ 文部科学省 『一部改正学習指導要領 小学校 特別の教科 道徳』 平成27年 3月
 - ・ 文部科学省 『一部改正学習指導要領 中学校 特別の教科 道徳』 平成27年 3月
 - ・ 文部科学省 『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 平成27年 7月
 - ・ 文部科学省 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 平成27年 7月
- http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/

2 研究の実際

(1) 道徳科の考え方

ウ 問題解決的な学習を取り入れた指導

『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』では、道徳科の指導においては、複数の道徳的価値が対立する問題や課題について、多面的・多角的に考察し、主体的に判断し、よりよく生きていくための資質・能力を養うことが大切であり、そのためには問題解決的な学習が重要であると述べられています。

小学校学習指導要領解説には、問題解決的な学習について、次のように定義されています。

問題解決的な学習

道徳科における問題解決的な学習とは、①ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、②どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。そして、③最終的には児童一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにすることである。

文部科学省 『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 平成 27 年 7 月 p91

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/

- ① 「ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け」

道徳的諸価値についてこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら自分との関わりで考え、書き表すことで、自己を深く見つめることができ、問題解決に向けて主体的に学習に取り組むことができると考えます。

- ② 「どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うこと」

物事を多面的に捉えたり、様々な角度から総合的に考察したりするような話し合いを設定することで、多様な感じ方や考え方に触れることができ、自己の生き方についての考えを深めることにつながると考えます。

【話し合い】

- ③ 「最終的には児童一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにすること」

話し合いの内容を踏まえ、道徳的価値を自分との関わりで捉え、書くことで、道徳的価値を自分の生活の中にどのように生かしていくのか具体的にイメージすることができると考えます。【書く活動】

また、中学校学習指導要領解説には、問題解決的な学習について、次のように定義されています。

問題解決的な学習

道徳科における問題解決的な学習とは、生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。

文部科学省 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 平成 27 年 7 月 p.94

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/

問題解決的な学習は、生徒の学習意欲を喚起するとともに、生徒一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を養うことができると述べています。生徒が問題意識をもって主体的に学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を追求し、多様な感じ方や考え方によって学ぶことができるようにするためには、指導方法の工夫が大切であるとしています。

小学校学習指導用良解説及び中学校学習指導要領解説には、問題解決的な学習の工夫として、次のような例を挙げています。

問題解決的な学習の工夫

- ・ 主題に対する生徒の興味や関心を高める導入の工夫
- ・ 他者の考えと比べ自分の考えを深める展開の工夫
- ・ 主題を自分との関わりで捉え、自己を見つめ直し、発展させていくことへの希望がもてるような終末の工夫
- ・ 話し合いにおける学習形態の工夫
- ・ じっくりと自己を見つめ直すための書く活動の工夫

道徳科において問題解決的な学習を取り入れた場合には、その課題に対して自分のよさや改善すべき点など、生徒一人一人が道徳上の課題に対する答えを導き出すことが大切であり、そのためには指導方法の工夫は不可欠であると述べています。

以上のことから、自己の生き方(人間としての生き方)について多面的・多角的に考え、主体的に判断する児童生徒を育成するためには、書く活動、話し合いを効果的に位置付けた問題解決的な学習を取り入れた指導が有効であると考えます。

《参考URL》

・ 文部科学省 『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 平成27年 7 月

・ 文部科学省 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 平成27年 7 月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/